

健障自第 586 号  
令和 2 年 5 月 15 日

市内移動支援事業者 様

横浜市健康福祉局障害自立支援課長

### 移動支援事業に係る新型コロナウイルス感染症に対する対応について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 2 年 4 月 28 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 5 報）」において、同行援護等について、一定の条件のもと買い物代行や薬の受け取りの代行等を報酬の対象とすることが示されました。

これを受け、横浜市移動支援事業においても、以下の要件を満たした場合、ヘルパー単独での買い物や薬の受け取り等を算定できることといたしますので、事業者の皆様におかれましてはご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時的な取扱いであることを申し添えます。

#### <算定可能とする要件>

- 1 区役所や相談支援事業所（計画相談支援利用者のみ）等、サービス利用に係る関係機関とサービス提供前に十分な連絡調整を行った結果、居宅介護における家事援助等、他に代替可能なサービスや手段がなく、移動支援事業の枠組みをもって買い物の代行、薬の受け取り等を行わなければ、利用者の日常生活維持に支障が出る場合であること。
- 2 移動支援事業の枠組みによって買い物の代行、薬の受け取り等を行うことについて、利用者や家族の同意を得ていること。
- 3 1 及び 2 について、横浜市健康福祉局障害自立支援課に経過等をサービス提供前に報告し、当該支援が必要かどうかの判断を得ていること。
- 4 本取扱いによってサービスを提供した場合は、サービス提供報告書及び記録書に、ヘルパー単独での支援を行ったことがわかるよう支援内容を付記し、利用者等に確認の上、確認印が押印されたものを整備すること。

■ 問い合わせ先 ■  
障害自立支援課移動支援係  
TEL 045-671-2401  
FAX 045-671-3566